

創造的復興スローガン「もとよりもっと 新・輪島」の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨(第 3 条において「災害」という。)における創造的復興スローガン(以下「スローガン」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(スローガン)

第 2 条 スローガンは、「もとよりもっと 新・輪島」とする。

(使用の基準)

第 3 条 スローガンは、災害からの創造的復興に寄与する目的に関し、使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 市のイメージを傷つけ、復興の妨げとなるおそれのある場合
- (3) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (4) スローガンのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

(使用の届出)

第 4 条 スローガンを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ使用届出書(別記様式)により市長に届け出るものとする。

(調査)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、スローガンの使用状況について報告を求めることができる。

(責任)

第6条 スローガンの使用により、使用者又は第三者に損害が生じたときは、市は、損害賠償その他法律上の責任を負わない。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年8月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和17年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に使用しているスローガンについては、この告示の規定を適用する。この場合において、第4条の規定による届出は、要しないものとする。